

京 都 大 学 研 修 規 程 及 び 京 都 大 学 研 究 生 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学研修規程 (昭和24年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第10条 本規程に違背したとき、又は疾病<u>その他の事故</u>により研修の見込がない者に対しては、当該部局の長は研修の中止を命ずることができる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学研究生規程 (昭和50年達示第37号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第13条 本規程に違背した者又は疾病<u>その他の事故</u>により研究の見込がない者に対しては、教授会の議を経て、当該部局の長が退学を命ずることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第10条 本規程に違背したとき、又は疾病<u>その他の事由</u>により研修の見込がない者に対しては、当該部局の長は研修の中止を命ずることができる。</p> <p>第13条 本規程に違背した者又は疾病<u>その他の事由</u>により研究の見込がない者に対しては、教授会の議を経て、当該部局の長が退学を命ずることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>